平成24年度 扶養控除の改正点について

平成22年度税法改正により、年少扶養親族〔扶養親族のうち、年齢16歳未満(平成8年1月2日 以降生まれ)の者をいいます。〕に対する扶養控除が廃止されました。また、年齢16歳以上19歳 未満(平成5年1月2日以降、平成8年1月1日以前生まれ)の者に対する扶養控除については、 上乗せ部分(25万円)が廃止され、扶養控除の額が38万円とされました。

- ※ 控除額は、いずれも所得税における控除額です。
- ◎ 扶養親族に係る控除額の変更点(括弧内は住民税における控除額)

年齡区分	変更前	変更後	
16歳未満	38万円 (33万円)	扶養控除対象外	
16歳以上19歳未満	63万円(45万円)	38万円 (33万円)	

また、年少扶養親族の扶養控除廃止に伴い、同居特別障害者加算が扶養控除への加算から障害者控除への加算へ変更となりました。

◎ 同居特別障害者加算に係る変更点の事例(括弧内は住民税における控除額)

年齢区分	変更前		変更後		
	扶養控除	障害者控除	扶養控除	障害者控除	
16 歳未満	38万円+ 35万円	40万円	扶養控除	40万円++ 35万円	
	(33万円+ 23万円)	(30万円)	対象外	(30万円+ 23万円)	
16 歳以上	63万円+ 35万円	40万円	38万円	40万円++ 35万円	
19 歳未満	(45万円+ 23万円)	(30万円)	(33万円)	(30万円+ 23万円)	

- ◆ 年少扶養親族は所得控除の対象とはなりません(障害者控除を除く)が、住民税の課税・非課税 は年少扶養親族も含めた扶養親族人数により判定されます。
- ◆ 扶養親族のうち、年少扶養親族がいる場合は、必ず「16歳未満扶養親族」欄にその人数を記載してください。また、年少扶養親族の人数は、扶養控除の計算に含めたり、「その他扶養」欄に人数を再掲したりすることの無いようにしてください。

● 年齢別扶養控除の概要

控除額	63 万円	上乗せ部分			58 万円				
		(25 万円)			同居老親等加				
				48 万円	算				
		廃止	特定扶養親						
38 万円	年少扶養親	一般の控除	族		老人扶養親族				
	族	対象扶養親		一般の控除対象扶養親族	· 人人大食税疾				
	廃止	族							
	~15才	控除対象扶養親族							
		16~18才	19~22 才	23~69 才	70 才				
	扶養親族								